

生駒市条例第51号

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

生駒市長 山下 真

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表中「6番地」を「6番地2」に改める。

第3条第2項中「次条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第3項各号を
次のように改める。

- (1) 内科
- (2) 消化器内科
- (3) 循環器内科
- (4) 外科
- (5) 脳神経外科
- (6) 整形外科
- (7) 小児科
- (8) 腎臓泌尿器科
- (9) 産婦人科
- (10) リハビリテーション科
- (11) 放射線科
- (12) 麻酔科

第3条の次に次の1条を加える。

(助産施設)

第3条の2 病院は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第36条に規定する助産施設とする。

第13条第2号中「第14条」を「第15条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。